市長雑感

(36)

「市内流し」の盛り上がりに期待

昨年、三年ぶりに復活し、市民のみなさんの協力で見事に成功をおさめた「松坂市内流し」を、今年も八月十五、十六の両日実施することを関係団体で確認し、早々に計画を進めている。

年々ふくそうする交通渋滞をどう解決していくかがカギでもあり、県土木、警察当局をはじめ商工会議所等関係者間で具体的な事例をとりあげ慎重に検討を加え実施する答えを出したものである。お盆で日が良すぎて困るという意見も出されたようだが、大勢の意見に従って日どりを決定したものであるので、市民のみなさんからも了解をいただき、夏の夜のひとときを是非大勢の市民のみなさんの参加をお願いしたいと思っている。

とくに揃いのユカタでないと参加できないものでなく、夕涼みをかね気軽に踊っていただきたい。市内の各事業所には別にご案内を申し上げ積極的な参加を期待している。また市外に対するPRも今年は力を入れ、伝統あるこの踊りを中心として外客の誘致も図りたい。

いろいろ趣向を凝らした仮装なども大いに期待したいし統一された色調のみにこだわる必要もない。ファッションゲリラではないが、個性的なイデタチで参加されることを望んでいる。格調ある伝統美をほこる郷土民踊とはいえ、観て、そして踊って楽しむボリュームのある市内流しとして成功させたいと念じている。それぞれ演出を担当する関係者のみなさんの格別なご協力をお願いし、昨年以上の盛りあがりをもくろんでいる。

さて七月の声を聞き、梅雨明けも目前なので、実のところほっとしているが、まだまだ油断はできそうもない。梅雨前線から早いとこ退散いただき、カラッとした夏を迎えたいものであるが…。

志田保

固定資産税

地方税法が一部改正

宅地課税の方法変わる

―住宅用地と非住宅用地に区分―

宅地所有者は忘れずに申告を

宅地所有者のみなさんから近く**住宅用地**と、そうでない**宅地**（非住宅用地）の申告を願うことになりました。

これは、今年の四月に地方税法という法律の一部が改正されて、固定資産税の宅地課税の方法が「住宅用地」と、「非住宅用地」とに区分され取り扱われることになったもので、その土地の使用区分をはっきりは握するため、宅地所有者のみなさんから「住宅用地申告書」の提出をお願いするものです。

これに伴い、非住宅用地（農地以外の土地）については来年度から、また、住宅用地も五十年度から――と宅地の課税が順次変わることになりました。（法人所有の宅地は本年度二期目から変わります）

この申告の対象となるかたは、市の土地台帳に記載されたすべての宅地（現況も含めて）所有者です。

すでに該当者あてには申告書を送付してありますので、必要事項を忘れず記載して

法人の場合は…七月五日

個人の場合は…七月十四日

まで市税務課（資産税係）あてご提出ください。また、いまもって申告書が届かないでいる場合には、お手数でもそのむねお申し出、申告もれのないようお願いいたします。

この申告書が提出されていないと、来年度分から（法人は二期目から）の固定資産税に不利益となる場合もあります。ご注意ください。

なお、今年度以降の課税される額の算出方法などについては、おってくわしくお知らせしますが、昭和五十年度からは、

○住宅用地…評価額の二分の一を課税標準額に

○非住宅用地…評価額をそのまま課税標準額に

――という取り扱いがなされます。

このほかのくわしいことや不明な点は、市税務課（資産税係）までお問い合わせください。

ここでいう住宅用地とは…

住宅用地とは…▽もっぱら人の居住の用に供されている家屋（専用住宅）のある土地

▽その一部を人の居住の用に供されている家屋（併用住宅）で、一定の家屋がある土地――をいいます。

住宅用地の範囲の定め方

住宅用地は、その土地が専用住宅の敷地であるか併用住宅の敷地かによって、次のようにその範囲が異なっています。

区分		居住部分の割合	土地の面積に乗ずる率 (A)	住宅用地となる分 (B)	非住宅用地となる分
1	2の家屋以外の家屋	$\frac{1}{4}$以上$\frac{1}{2}$未満	0.5	(1) 土地の面積がその土地の上の併用住宅の床面積の10倍までの場合は、土地の面積に(A)の率を乗じて得た部分 (2) 土地の面積がその土地の上の併用住宅の床面積の10倍を超える場合は、その併用住宅の床面積に(A)の率を乗じて得た部分	土地の面積から(B)の部分を引いた残りの部分
		$\frac{1}{2}$以上	1.0		
2	地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋	$\frac{1}{4}$以上$\frac{1}{2}$未満	0.5		
		$\frac{1}{2}$以上$\frac{3}{4}$未満	0.75		
		$\frac{3}{4}$以上	1.0		

ア、住宅用地が専用住宅の敷地である場合、住宅の床面積と土地の面積の関係で次のようになっています。

●土地面積が、その土地の上の専用住宅の床面積の十倍までの場合

▽住宅用地となる分は…土地の面積の全部です。

●十倍を超える場合

▽住宅用地となる分は…土地の面積のうち、専用住宅の床面積の十倍までの部分です。

▽非住宅用地となる分は…土地の面積から住宅用地となる分を引いた残りの部分です。

イ　住宅用地が併用住宅の敷地である場合、併用住宅の区分と居住部分の割り合いなどによって上の表のようになっています。この場合の併用住宅は、人の居住の用に供されている床面積が、その併用住宅の床面積の四分の一以上であることが要件となっています。

申告書の記載

今年の一月一日現在で

(1) **◇申告書の提出**

今回の申告書は、住宅用地の全部を昭和四十八年一月一日現在の状況によって記載し、前述の期日までに提出していただくものです。

(2) 昭和四十九年からはあらたに住宅用地の適用を受けるとか、住宅用地であったものが非住宅用地になった場合に、その年の一月三十一日までに申告していただきます。具体的には、家屋の新築・増築・とりこわしなどによって、その年の一月一日現在の土地の状況が、前年の一月一日現在の土地の状況と異なることになった場合に申告願うものです。

(3) 申告は、新しく住宅用地の適用を受けるための申告と、すでに申告した事項に異動があった場合の申告にわかれますが、申告用紙は同じです。必要のさいは、税務課あてご請求ください。

◇計算例

家屋の床面積を百平方メートル（約三十坪）とした場合に、敷地の面積の広さによって住宅用地の範囲がどのようになるかをみますと、右の表のようになります。

(1) 専用住宅の場合の例

床面積 100m²（約30坪）	敷地の面積	左の面積のうち 住宅用地	左の面積のうち 非住宅用地
	200m²（約60坪）	200 m²	― m²
	1,000（約300坪）	1,000	―
	1,500（約450坪）	1,000	500
	1,800（約540坪）	1,000	800

(2) 併用住宅の場合の例
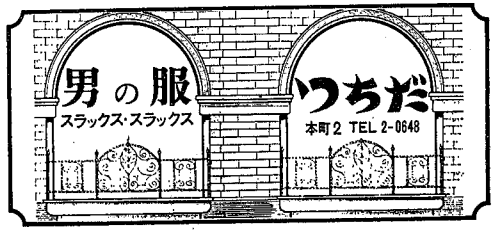
床面積 100m²（約30坪） 居住部分 30m²（約9坪） $\frac{1}{4}$以上$\frac{1}{2}$未満 乗率 0.5	敷地の面積	左の面積のうち 住宅用地	左の面積のうち 非住宅用地
	200m²（約60坪）	100 m²	100 m²
	1,000（約300坪）	500	500
	1,500（約450坪）	500	1,000
	1,800（約540坪）	500	1,300